（制動装置）

第315条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五　（略）

４　（略）

別添８　削除

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＨＤＣモード法

1.～10.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　設備及び付属装置の据付要件

番　号	試験機器及び付属装置	排出物試験時の設置
（略）	（略）	（略）
11	付属試験台ファン	必要に応じて有り
12	汚染防止機器	有り
13	始動設備	有り又は試験台設備（注９）
14	潤滑油ポンプ	有り
15	パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要がない付属装置で、エンジンへの取付けができるものは、試験の際には取り外すものとする。	無し

（注１）～（注９）　（略）

別紙８～別紙10　（略）

Ⅲ・Ⅳ　（略）

Ⅴ　ＪＨ25モード法（電気自動車）

1.　適用範囲

この試験方法は、原動機として電動機のみを備え、かつ、燃料を使用しない普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）（以下「電気重量車」という。）の電力消費率及び一充電走行距離（電気を用いて走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値をいう。以下同じ。）の試験方法について適用する。

2.～4.　（略）

（制動装置）

第315条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。

一～五　（略）

４　（略）

別添８　二輪自動車等の施錠装置の技術基準

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＨＤＣモード法

1.～10.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　設備及び付属装置の据付要件

番　号	試験機器及び付属装置	排出物試験時の設置
（略）	（略）	（略）
＊＊	付属試験台ファン	必要に応じて有り（注９）
11	汚染防止機器	有り
12	始動設備	有り又は試験台設備
13	潤滑油ポンプ	有り
＊＊	パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要がない付属装置で、エンジンへの取付けができるものは、試験の際には取り外すものとする。	無し

（注１）～（注９）　（略）

別紙８～別紙10　（略）

Ⅲ・Ⅳ　（略）

Ⅴ　ＪＨ25モード法（電気自動車）

1.　適用範囲

この試験方法は、原動機として電動機のみを備え、かつ、燃料を使用しない普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）（以下、「電気重量車」という。）の電力消費率の試験方法について適用する。

2.～4.　（略）